

現行

- 公立大学法人においては、以下の事項
が毎年度義務付けられている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会
の年度評価を受ける



設立団体の長
の附属機関

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画（6年）があるにも
かかわらず毎年の策定は負担
- 地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい



教育の質の向上や地域貢献に
十分に取り組めていない

見直し後

- 国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止（※）

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成する
ため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、
地域社会での知的・文化的拠点として
の業務を行うことができる

公立大学が本来の役割に資する業務に
一層取り組むことが可能に！

